

高松市立病院使用料等収納業務 企画提案募集要領

1 業務名

高松市立病院使用料等収納業務

2 業務の目的

高松市立病院使用料等収納業務（以下「本業務」という。）の目的は、高松市病院事業管理者（以下「委託者」という。）が高松市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年高松市条例第8号）に規定する使用料及び手数料のうち、回収不能に陥っているもの（以下「滞納病院使用料等」という。）の収納業務を、債権回収のノウハウを持つ民間事業者へ委託することにより、本市市立病院使用料等収納率の向上及び、患者負担の公平性の確保を図ることである。

3 業務内容

本業務の内容は、高松市立病院を利用した者で、病院使用料等を滞納している者（以下「滞納者」という。）に対する滞納病院使用料等の収納の事務である。委託する根拠法令は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び高松市病院事業会計規程（平成23年高松市病院局管理規程第34号。以下「会計規程」という。）第4条の2であり、収納事務の内容は、次のとおりである。なお、原則として、本業務の全部又は一部を再委託することはできない。

(1) 滞納病院使用料等の収納事務

企画提案者は、委託者から収納業務を受託し、その権限があることを示し、滞納者から滞納病院使用料等を収納し、会計規程第17条に定める期限までに、委託者の指定する払込書により金融機関に払い込むとともに、受託収入払込内訳書を提出すること。

ア 滞納病院使用料等の領収事務

企画提案者は、滞納者から滞納病院使用料等を領収すること。方法については、企画提案者が最も効率の良いと考えるものを提案すること。なお、現金を領収する場合は、必ず納入義務者に委託者が指定する領収書を交付すること。

イ 滞納病院使用料等の払込事務

企画提案者は、領収した滞納病院使用料等を安全な方法で保管し、会計規程第17条に定める期限までに、滞納病院使用料等をそれぞれ委託者の指定する払込書により金融機関に払い込むこと。また、払込みをしたときは受託収入払込内訳書を提出すること。

(2) 滞納病院使用料等の収納に係る計算書等の提出事務

- ・ 毎月、収納金報告書を作成し、翌月の20日までに提出すること。
- ・ 毎月、受託収納金計算書を作成し、翌月の20日までに提出すること。
- ・ 病院使用料等を納付しない者について調査し、必要に応じて報告すること。

(3) その他

その他収納業務に付随した事務を行うこと。

4 業務実施上の留意事項

- (1) 企画提案者は常に委託者と連携を図りながら、信義を守り誠実に本業務を履行すること。
- (2) 委託者が提供した資料等は、善良なる管理者の注意をもって管理・保管し、個人情報の保護義務を遵守すること。
- (3) 本業務に当たっては労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規を遵守するとともに、従業労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、会計規程を準用すること。
- (5) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項は、別途、契約書により定める。

5 選定方法

公募型プロポーザル方式

6 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、委託者と受託者の双方が合意した場合には、3年間を限度に更新する場合がある。

7 受託手数料

受託手数料については成功報酬制とし、滞納者から収納した金額に、企画提案者が提案する手数料の割合を乗じた額を受託手数料として支払う。

ただし、企画提案者が提案する受託手数料の割合は26.40%以下とする。

8 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士若しくは、同法第30条の2に規定する弁護士法人、又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「特別措置法」という。）第3条の規定により法務大臣の許可を受け、かつ、同法第12条ただし書による集金代行業務について法務大臣から兼業承認を得ている債権回収会社であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号。以下「措置要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 租税の滞納がないこと。
- (6) 経営状況、経営規模において契約の履行に支障のないこと。

9 募集要領等の配布

(1) 期間 令和5年12月22日(金)から令和6年1月18日(木)まで

(2) 方法 高松市ホームページにて公開する(下記アドレス参考)

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/byoin/oshirase/b_ji_up20231222.html

10 提出書類

本プロポーザルに参加する者は、次の書類を作成し、提出すること。

- (1) 高松市立病院使用料等収納業務プロポーザル参加表明書(様式第1号)
- (2) 高松市立病院使用料等収納業務プロポーザル企画提案書(様式1から様式6)
- (3) その他添付資料

- ・法務大臣による債権管理回収業に係る許可書の写し※
(参考:特別措置法第3条)
 - ・法務大臣による兼業(集金代行業)承認書及び兼業承認申請書の写し※
(参考:特別措置法第12条ただし書)
 - ・法人税及び法人事業税の納税証明書(直近分)
(個人の場合は、住民税の納税証明書(直近分))
 - ・過去3か年の決算報告書
 - ・法人登記簿謄本の写し
- ※は弁護士又は弁護士法人以外の場合のみ提出すること。

11 提出方法等

- (1) 提出部数:3部(正本1部、副本2部(複写可))
- (2) 提出方法:持参又は郵送
- (3) 提出期限:令和6年1月18日(木)午後5時(郵送の場合は、当日消印有効)
- (4) 提出先:〒761-8538 香川県高松市仏生山町甲847番地1

高松市立みんなの病院事務局医事課 医事係

12 評価基準

最優秀提案者の選定に当たっては、以下の項目を点数化し、それらを加算する総合評価方式を採用する。

評価項目	評価の着目点
現状分析等 (10点)	主に以下の着眼点により総合的に評価する。 ・滞納問題の発生原因等の分析 ・滞納問題の解消に向けた課題の分析
業務実施手法 (55点)	主に以下の着眼点により総合的に評価する。 ・滞納者住所の調査手法 ・具体的な回収手法 ・委託者との連絡・調整・報告の方法、収納金の管理・払込みに係る事務処理等

	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者の立場や状況への配慮 ・受託手数料
業務実施体制 (15点)	主に以下の着眼点により総合的に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制及びコンプライアンス体制 ・財務状況
取引の状況 (15点)	主に以下の着眼点により総合的に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・公立病院使用料等の回収業務の受託実績 ・その他の地方公共団体債権の回収業務の受託実績
個人情報保護体制 (5点)	主に以下の着眼点により総合的に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に対する体制、取組 ・プライバシーマークの取得の有無
合計 (100点)	

13 最優秀提案者の選定等

上記の項目を審査員3人が審査し、1人100点で採点する。各審査員の合計を総合点とし、総合点が最も高い事業者を最優秀提案者として算定する(満点300点)。ただし、総合点が最も高い事業者が2者以上ある場合には、選考委員の多数決により選考する。

なお、満点の50%を基準点とし、基準点に満たない者については最優秀提案者として選定しない。

また、提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とする。

選定結果については、企画提案者に文書にて令和6年2月中旬までに通知する。

14 契約の締結

13により最優秀提案者として選定された者と契約交渉を行う。契約交渉が不調のときは、12に基づき順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

15 質問の受付・回答

(1) 質問方法

質問書様式を利用し、持参、郵便、FAX又は電子メール(ただし、FAX、電子メールの場合は、電話で必ず着信を確認すること。)のいずれかの方法により行うこととする。

(2) 質問書提出期限

令和5年12月28日(木)午後5時(郵送の場合は、当日消印有効)

(3) 受付担当部局

〒761-8538 香川県高松市仏生山町甲847番地1

高松市立みんなの病院事務局医事課 医事係

TEL : 087 - 813 - 7171 (内線 : 1013)

FAX : 087 - 813 - 6311

e-mail : ijika_hp@city.takamatsu.lg.jp

(4) 質問の回答

令和6年1月11日(木)午後5時までに、FAXにて回答する。

16 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用並びにその審査に際して提出者に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽を記載した者に対して措置要綱に基づく措置を講ずることがある。
- (3) 提出書類について、本要領及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れがあった場合は、無効とすることがある。
- (4) 提出書類の受理後の差替え及び追加・削除は原則として認めない。
- (5) 提出された書類等は返還しない。ただし、提出期限前については、この限りではない。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書は、企画提案者の選定及び企画提案者の評価・審査以外には、企画提案者に無断で使用しない。
- (7) 企画提案書及びその審査・選定に関する文書は、高松市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高松市条例第37号)の規定により公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (9) 翌年度以降において歳出予算におけるこの契約の委託料について、減額又は削除がされた場合には、本業務の委託を変更し、又は中止とすることがある。
- (10) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項は、高松市立みんなの病院事務局医事課において定める。

17 参考

令和4年度委託実績

- ・委託対象債権：約6,000千円
(病院使用料及び手数料の合計額)
- ・委託対象件数：約290件